

業務委託契約書 (案)

- 1 委託業務名 朝見浄水場運転管理等業務委託
- 2 履行場所 別府市朝見二丁目4002番2 (朝見浄水場内)
- 3 業務委託料 ¥ -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(¥ -)
- 4 契約期間 令和 7年 4月 1日から
令和12年 3月31日まで
ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までは、習熟期間とする。
- 5 契約保証金 ¥ -

上記業務の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和6年 月 日

発注者 大分県別府市大字別府字野口原3088番27
別府市
別府市長 長野 恭紘

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下、これらの設計書、図面及び仕様書を「設計図書」という。）に基づき頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）内に頭書の業務委託（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていないもの、又は交互符号しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(総括責任者及び副総括責任者)

第2条 受注者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる総括責任者並びに副総括責任者を定め、発注者に書面で通知するものとする。

(業務履行計画書)

第3条 受注者は、契約締結後速やかに、設計図書に基づいて業務履行計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(監督員)

第4条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の総括責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 この契約に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者の承諾を得て、業務の権利義務の譲渡等を受ける者は、この契約に基づいて受注者

が発注者に対して負担するのと同様の義務を負う。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。この場合において、受注者は業務の履行に関して自ら総合的に企画及び調整し、再委託先への指導を行わなければならない。

2 受注者は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負う。

3 受注者は、再委託する場合には、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について再委託先と約定しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者及び受注者は、必要がある場合には発注者と受注者とが協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(損害の賠償等)

第8条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害が不可抗力によるもの又は発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞における違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が指定した期日までに、業務を完了することができない場合において、指定した期日後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して指定した期日を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約金額に対し延長日数に応じて年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、既の実施し、発注者の検査に合格した業務があるときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条に規定する契約金額の支払いが遅れた場合には、受注者は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(業務の完了報告)

第10条 受注者は、設計図書に定めた業務を実施した後、遅滞なくその内容をまとめて、定

めた書式により発注者に報告しなければならない。異状等を発見した場合は、あわせて報告しなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 発注者は、前条に定める完了報告を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 発注者は、前項の検査結果を遅滞なく受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示した期間内に補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期間については第1項を準用する。

4 受注者は、第1項の検査に合格したときは、引渡書により発注者に引渡すこととする。

(契約金額の支払)

第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払いを請求できる。

2 発注者は、適正な請求書を受理してから30日以内に受注者が指定する銀行口座に振込みすることにより、支払わなければならない。

3 毎月の契約金額の支払額は、契約金額を60で除した金額とする。

4 毎月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、各年度初回の支払で調整することとする。

(法令、基準等の変更に基づく委託金額の変更)

第13条 契約期間内において、本業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、発注者又は受注者は、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 前項による委託金額の変更額及び支払時期については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動にに基づく委託金額の変更)

第14条 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」とするものとする。

3 第1項の場合において、委託金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第15条 業務の結果に、設計図書との不一致がある場合、受注者は無償で修正するものとする。また、契約不適合により発注者に生じた損害については、受注者は次条の定めに従い当該損害を賠償するものとする。受注者が本条により負う責任は、契約期間終了の日から1年間とする。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知又は告知をすることなく、直ちにこの契約、その他発注者と受注者間の契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は契約の解除の有無にかかわらず、自らが被った損害の賠償を受注者に請求することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 総括責任者及び副総括責任者を配置しなかったとき。
- (4) 役員等が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
- (5) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (6) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (8) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても発注者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。受注者の責めに帰することができない事由により、発注者がこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(業務中の事故責任)

第17条 業務の履行中に発生した事故により、受注者の従業者が受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わないものとする。

(従業者の管理)

第18条 業務に従事する受注者の従業者の選定については、受注者が行う。

2 受注者は、労働法規その他関係法令に基づき従業者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、従業者に対する業務遂行に関する指示、労務管理及び安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3 受注者は、業務遂行上、従業者が発注者の事務所等に立ち入る場合、発注者の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該従業者に遵守させるものとする。

(機密保持及び個人情報保護の取扱い)

第19条 受注者は、この契約による業務を履行するための機密保持及び個人情報保護の取扱いについては、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除・通報、報告)

第20条 受注者は、受注者又は受注者の再委託先が反社会的勢力による不当要求又は作業妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再委託先をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者にこれを報告し、発注者の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

(反社会的勢力の排除・表明、確約)

第21条 受注者又は受注者の再委託先は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不正行為による発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)又は第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令にお

ける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項(同項第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

3 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該担保をもって、当該賠償金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行できなくなった場合は、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、受注者が契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を解除の日から30日以内に発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第24条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第25条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合、発注者及び受注者は、紛争解決のための協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。

2 発注者と受注者の協議で紛争を解決することができないときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

3 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民

事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約終了後の措置)

第26条 受注者は、業務を履行するにあたり発注者からの貸与品等、受注者が収集若しくは作成した業務目的物等について、契約期間満了又は契約が解除されたときは、貸与品等の目録を添えて直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその方法に従うものとする。

2 受注者は、業務の履行にあたり発注者の施設内に自ら設置又は第三者に設置させた備品等について、契約期間満了又は契約が解除されたときは直ちにこれを撤去しなければならない。

3 受注者は、前項の規定する備品等について、受注者が正当な理由がなく一定の期間内に撤去せず、又は用地等を原状に復さないときは、受注者に代わって当該備品等を処分又は用地等を原状に復することができる。この場合において、受注者は発注者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、処分等に要した費用を負担しなければならない。

4 受注者は、契約期間満了又は契約が解除され、業務を他の者に引き継ぐときは業務内容及び業務の履行手順等について、綿密かつ円滑に引き継ぎするものとし、業務の停滞及び支障がないようにしなければならない。なお、引き継ぎについては無償で行うものとする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約以外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(返却及び破棄)

第7条 受注者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の履行のために必要がなくなったときには、発注者の指示に従い、発注者から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情

報が記録された資料等を直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。なお、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、発注者と受注者とが協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 受注者は、機密情報又は個人情報記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
 - (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
 - (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること。
 - (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
 - (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。
 - (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること。
 - (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。
 - (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンター等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること。
 - (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること。
- 2 受注者は、発注者の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第10条 受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第11条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(従事者への周知)

第12条 受注者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。